

田植裁判闘争を支える会会則

1. 会の名称

業務外での評価は許さんぜよ！

田植裁判闘争を支える会（略称・田植さんを支える会）

2. 会の目的

田植さんへの不当な評価の撤回を目指した裁判闘争への支援を行うと共に、成果主義賃金制度廃止の闘いを地域やN T T職場の仲間へ広めていく。

3. 会の活動方針

- ① 会報の発行及び配布を行う。
- ② キャンパ活動を行う。
- ③ 会員の拡大に取り組む。
- ④ 「成果主義賃金制度」の学習会、田植裁判闘争の報告会等を開催する。

4. 会の所在地

〒783-0044

高知県南国市岡豊町八幡745-2 池内康宏方

5. 会員

- ① 田植裁判闘争に賛同していただける方。
- ② 入会は本人の申し出で行い、入会費用は、1000円のみとする。
- ③ 上部組織等に関わらず、全て個人会員とする。
- ④ 脱会は本人の申し出により成立する。
- ⑤ 脱会に際して入会金の返還はしない。

6. 役員（敬称略）

- ① 諸活動を速やかに実践するため、事務局を設置し、以下の役職を設ける。

| | |
|--------|-----|
| ・会 長 | 1名 |
| ・事務局長 | 1名 |
| ・事務局次長 | 1名 |
| ・事務局 | 若干名 |
| ・会計 | 1名 |

- ② 役員の変更、増減については事務局の討議によるものとする。

7. 会の運営

- ① 諸活動に関わる会議については、会長及び事務局の発議により、随時開催する。
- ② 会議には全会員が参加することができる。

8. 会計

- ① 会費は無料とし、入会金1000円を活動費に当てる。なお、不足についてはカンパ等で補う。
- ② 会計担当者は収支報告書を提出し、健全な会計を行う。なお、会計監査は置かないこととする。
- ③ 当会の閉会時における未使用金について会員への返納は行わない。なお、処理方法については事務局にて決定する。

9. 当会則は2013年5月25日より施行される。

以上